

議案第 86 号

飯能市保育所設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）

飯能市保育所設置及び管理条例（昭和 56 年条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

題名中「保育所」を「保育所等」に改める。

第 1 条中「に基づき、保育所」を「に基づく保育所及び同法第 6 条の 3 第 10 項に規定する小規模保育事業を行う小規模保育事業所」に改める。

第 2 条の表中飯能市立吾野保育所の項を削り、同条に次の 1 項を加える。

2 小規模保育事業所の名称、位置及び入所定員は、次のとおりとする。

名称	位置	入所定員
飯能市立吾野保育所	飯能市大字長沢 78 番地の 1	19 人

第 3 条中「保育所」の次に「及び小規模保育事業所（以下「保育所等」という。）」を加える。

第 4 条、第 7 条及び第 8 条中「保育所」を「保育所等」に改める。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

令和 7 年 11 月 28 日提出

飯能市長 新 井 重 治

飯能市保育所設置及び管理条例新旧対照表

改正後

飯能市保育所等設置及び管理条例

(設置)

第1条 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条第1項に規定する保育を必要とする児童を入所させて保育するため、同法第35条第3項の規定に基づき保育所及び同法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業を行う小規模保育事業所を設置する。

(名称、位置及び入所定員)

第2条 保育所の名称、位置及び入所定員は、次のとおりとする。

名称	位置	入所定員
省略		
飯能市立美杉台保育所	省略	
飯能市立原市場保育所	省略	

2 小規模保育事業所の名称、位置及び入所定員は、次のとおりとする。

名称	位置	入所定員
飯能市立吾野保育所	飯能市大字長沢78番地の1	19人

改正前

飯能市保育所設置及び管理条例

(設置)

第1条 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条第1項に規定する保育を必要とする児童を入所させて保育するため、同法第35条第3項の規定に基づき、保育所を設置する。

(名称、位置及び入所定員)

第2条 保育所の名称、位置及び入所定員は、次のとおりとする。

名称	位置	入所定員
省略		
飯能市立美杉台保育所	省略	
飯能市立吾野保育所	飯能市大字長沢78番地の1	45人
飯能市立原市場保育所	省略	

(職員) 第3条 <u>保育所及び小規模保育事業所</u>（以下「<u>保育所等</u>」という。）に、所長、保育士その他必要な職員を置く。 (入所児童) 第4条 <u>保育所等</u>に入所できる児童は、保育を必要とする小学校就学の始期に達するまでの児童とする。ただし、市長が必要と認めたときは、保育を必要とするその他の児童を入所させることができる。 (休日) 第7条 <u>保育所等</u>の休日は、次のとおりとする。 (1)～(4) 省略 (保育料等) 第8条 <u>保育所等</u>の保育料、時間外保育料及び一時預かり保育料の額は、次のとおりとする。 (1)～(3) 省略	(職員) 第3条 保育所に、所長、保育士その他必要な職員を置く。 (入所児童) 第4条 <u>保育所</u>に入所できる児童は、保育を必要とする小学校就学の始期に達するまでの児童とする。ただし、市長が必要と認めたときは、保育を必要とするその他の児童を入所させることができる。 (休日) 第7条 <u>保育所</u>の休日は、次のとおりとする。 (1)～(4) 省略 (保育料等) 第8条 <u>保育所</u>の保育料、時間外保育料及び一時預かり保育料の額は、次のとおりとする。 (1)～(3) 省略
--	---